

新型コロナウイルス感染予防等 に関する補助金・交付金等一覧

新潟県 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

〔事業概要〕

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、新潟県から役割を設定された医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員に対し、心からの感謝の気持ちとともに慰労金を給付するもの。

〔当法人申請事業所〕

ゆきよしクリニック

| | |
|---|------|
| 新潟県に設定された患者と接する医療機関において、実際に感染症患者との接触した従事者 | 20万円 |
| 新潟県に設定された患者と接する医療機関において、実際には感染症患者との接触しなかった従事者 | 10万円 |
| その他の診療所等の従事者 | 5万円 |

新潟県 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

〔事業概要〕

感染症の疑い患者とその他の患者が混在しない動線確保など院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策等の支援を行うもの。

〔当法人申請事業所〕

ゆきよしクリニック、ゆきよし訪問看護ステーション、
新潟県障害者リハビリテーションセンター

〔購入品一部抜粋〕

空気清浄機、感染防止パーテーション、診察室ドア造設、タブレット
端末

新潟県 新型コロナウイルス感染症入院医療機関等設備整備事業補助金
帰国者・接触者外来等設備整備事業（診療・検査医療機関含む）

〔事業概要〕

指定した「診療・検査医療機関」の診療体制を整え、感染拡大に十分対応できるようにするため、新潟県において「診療・検査医療機関」を対象とした補助事業。

〔当法人申請事業所〕

ゆきよしクリニック

〔購入品一部抜粋〕

プレハブ簡易診察室、防護具、簡易ベッド

厚生労働省 令和2年度インフルエンザ流行期における
発熱外来診療体制確保支援補助金

〔事業概要〕

発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント、駐車場など診療する場を含む）を設けて、発熱患者等を受入れる体制をとった場合に、その体制確保に要する経費について支援

〔当法人申請事業所〕

ゆきよしクリニック

〔算定方法〕

体制を確保した時間に応じて、専用の診察室で受け入れることが想定される発熱患者等の患者数から、実際に診療室で受診した発熱患者等の受診患者を差し引いた人数に、一人あたり13,447円を乗じた額

*さらに、3月に100,000円が加算

厚生労働省 令和2年度新型コロナウイルス感染症拡大防止・
医療提供体制確保支援補助金

〔事業概要〕

都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関の発熱患者等に対する診療・検査体制の確保及び医療提供体制の確保を図るため、対象医療機関等の感染拡大防止対策等に要する費用を補助

〔当法人申請事業所〕

ゆきよしクリニック、ゆきよし訪問看護ステーション、
新潟県障害者リハビリテーションセンター

〔購入品一部抜粋〕

画像診断ワークステーション、空気清浄機

新潟県 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分） 介護慰労金支給事業

〔事業概要〕

介護サービス事業所・施設等で勤務する職員は、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、継続して提供することが必要な業務であること、及び介護施設・事業所での集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する事業。

〔当法人申請事業所〕

次項参照

〔申請額〕

次項参照

| | |
|---|------|
| 利用者に感染症が発生又は、濃厚接触者である利用者に対応した施設等に勤務し、利用者と接触した職員 | 20万円 |
| それ以外の職員 | 5万円 |

介護慰労金支給事業申請事業所・申請額一覧

| 法人名 | 事業 | 単価 |
|------------|-------------------------|----------|
| (医) らぼーる新潟 | 訪問看護事業所 | 50,000円 |
| | 居宅介護支援事業所 | 50,000円 |
| | 通所リハビリテーション事業所 | 50,000円 |
| | 訪問リハビリテーション事業所 | 50,000円 |
| | 通所介護事業所 | 200,000円 |
| | 短期入所生活介護事業所 | 50,000円 |
| (福) 豊潤舎 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所 | 50,000円 |

新潟県 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分） 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

〔事業概要〕

介護サービスが、新型コロナウイルスに感染した場合の重度化リスクを踏まえて、高齢者に対する対策を継続的に行う事業。必要サービスを提供する体制を構築するため支援を行う事業。

〔当法人申請事業所〕

次項参照

〔申請額〕

次項参照

〔購入品一部抜粋〕

次項参照

感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 申請事業所・申請額一覧

| 法人名 | 事業 | 購入品一部抜粋 |
|------------|-------------------------|--------------------|
| (医) らぼーる新潟 | 訪問看護事業所 | 消毒液、スマートフォン |
| | 居宅介護支援事業所 | ノートPC、システムインストール費用 |
| | 通所リハビリテーション事業所 | 自動車リース費用 |
| | 訪問リハビリテーション事業所 | 除菌具、消毒液等 |
| | 通所介護事業所 | 浴室改修工事、除菌具 |
| | 短期入所生活介護事業所 | 換気扇・エアコン清掃 |
| (福) 豊潤舎 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所 | 人材紹介料、エアコン清掃 |

新潟県 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）
在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

〔事業概要〕

高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠な在宅介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備等の取組について支援を行う事業。

〔当法人申請事業所〕

次項参照

〔申請額〕

次項参照

〔購入品一部抜粋〕

次項参照

在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 申請事業所・申請額一覧

| 法人名 | 事業 | 購入品一部抜粋 |
|------------|-----------------------------|-------------------------|
| (医) らぼーる新潟 | 訪問看護事業所 | スマートフォン |
| | 居宅介護支援事業所 | ノートPC、システムインストール費用 |
| | 通所リハビリテーション事業所 | 訪問による再開支援 |
| | 訪問リハビリテーション事業所 | スマートフォン 電話による再開支援 |
| | 通所介護事業所 | 飛沫感染予防パーテーション、 手指洗浄剤 |
| | 短期入所生活介護事業所 | 換気扇・エアコン清掃 |
| (福) 豊潤舎 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護事業所 | 【対象外】 |

新潟市 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等 に対するサービス継続支援事業

〔事業概要〕

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている介護サービス事業所等が介護サービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費の一部を助成する。

〔当法人申請事業所〕

楽しいちデイサービス

(利用者又は職員に感染者が発生した事業所)

〔購入品一部抜粋〕

利用者用テーブル、電子体温計

新潟県 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分） 障害福祉慰労金事業

〔事業概要〕

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員は、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、継続して提供することが必要な業務であること及び障害福祉サービス施設・事業所等での集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する事業。

〔当法人申請事業所〕

新潟県障害者リハビリテーションセンター

| | |
|---|------|
| 利用者に感染症が発生又は、濃厚接触者である利用者に対応した施設等に勤務し、利用者と接触した職員 | 20万円 |
| それ以外の職員 | 5万円 |

新潟県 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）
感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業
* 多機能型簡易居室分を除く

〔事業概要〕

障害福祉サービス等は、障害児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであることから、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築するための支援を行う事業。

〔当法人申請事業所〕

新潟県障害者リハビリテーションセンター

〔購入品一部抜粋〕

飛沫感染予防パーティーション、派遣費用、感染対策用品

新潟県 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）
感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業
* 多機能型簡易居室分に限る

〔事業概要〕

障害福祉サービス等は、障害児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであることから、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築するための支援を行う事業。

〔当法人申請事業所〕

新潟県障害者リハビリテーションセンター

〔購入品一部抜粋〕

多機能型簡易居室工事費用

新潟県 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）
在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業

〔事業概要〕

障害児者やその家族等の健康や生活を支える上で不可欠な在宅障害福祉サービス等の利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備等の取組についての支援を行う。

〔当法人申請事業所〕

ショートステイ・ゆきよし とやの

〔購入品一部抜粋〕

飛沫感染予防パーテーション

厚生労働省 医療提供体制設備整備交付金
(オンライン資格確認等関係補助金)

〔事業概要〕

社会保険診療報酬支払基金が、国から医療提供体制設備整備交付金の交付を受け、医療機関等情報化補助業務に要する費用に充てるために医療情報化支援基金を造成し、当該基金を活用して、オンライン資格確認等の導入に向けた保険医療機関等のシステム整備に係る費用の負担に対して支払基金が補助金を交付することにより、オンライン資格確認等の推進を図ることを目的とする。

〔当法人申請事業所〕

ゆきよしクリニック

〔購入品一部抜粋〕

顔認証付きカードリーダー

事務連絡
令和2年12月15日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その31)

今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、小児の外来診療においては、特に手厚い感染症対策が必要であること等を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱いについて次のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び保険薬局に対し周知徹底を図られたい。

なお、本事務連絡による臨時的な取扱いは、当面、令和2年度中（令和3年2月診療分）までの措置とし、令和3年度（令和3年3月診療分以降）の取扱いについては、令和3年度予算編成過程において検討することとしている点に留意すること。

記

1. 小児の外来における対応について

新型コロナウイルスの感染が拡大している間、小児の外来における診療等については、特に手厚い感染症対策を要することを勘案し、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で診療等を実施した場合、以下の取扱いとする。

なお、その診療等に当たっては、患者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明し、同意を得ること。

- (1) 保険医療機関において、6歳未満の乳幼児に対して、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、医科点数表の「A000 初診料」、「A001 再診料」、「A002 外来診療料」、「B001-2 小児科外来診療料」又は「B001-2-11 小児かかりつけ診療料」を算定する場合、現行の要件を満たせば算定できる加算に加えて、「A000 初診料」注6に規定する「乳幼児加算」に相当する点数及び「A001 再診料」注12に規定する「地域包括診療加算1」に相当する点数を合算した点数

(100点)をさらに算定できることとする。

- (2) 保険医療機関において、6歳未満の乳幼児に対して、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、歯科点数表の「A000 初診料」又は「A002 再診料」を算定する場合、現行の要件を満たせば算定できる加算に加えて、「A000 初診料」注5に規定する「乳幼児加算」に相当する点数、「A002 再診料」注3に規定する「乳幼児加算」に相当する点数及び「A002 再診料」注8に規定する「再診時歯科外来診療環境体制加算2」に相当する点数を合算した点数(55点)をさらに算定できることとする。
- (3) 保険薬局において、6歳未満の乳幼児に係る調剤に際し、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で、必要な薬学的管理及び指導を行い、「薬剤服用歴管理指導料」又は「かかりつけ薬剤師指導料」を算定する場合、現行の要件を満たせば算定できる加算に加えて、「薬剤服用歴管理指導料」注8に規定する「乳幼児服薬指導加算」に相当する点数(12点)をさらに算定できることとする。

2. 転院を受け入れた保険医療機関に係る評価について

新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保険医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で実施される入院診療を評価する観点から、当該患者について、いずれの入院料を算定する場合であっても、二類感染症患者入院診療加算の100分の300に相当する点数(750点)を算定できることとする。なお、算定に当たっては、患者又はその家族等に対して、その趣旨等について、十分に説明すること。また、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その19)」(令和2年5月26日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の3及び問6は、本日付け廃止する。

3. その他の診療報酬の取扱いについて

別添のとおりとする。

問1 1について、小児の外来診療等において「特に必要な感染予防策」とは、どのようなものか。

(答) 「小児の外来診療におけるコロナウイルス感染症 2019 (COVID-19) 診療指針・第1版 (小児 COVID-19 合同学会ワーキンググループ)」を参考に、小児の外来における院内感染防止等に留意した対応を行うこと。

(院内感染防止等に留意した対応の例)

- ・ COVID-19 に特徴的な症状はなく、小児では出現しても訴えとして現れることが期待できないことから、一人の患者ごとに手指消毒を実施すること。
- ・ 流行状況を踏まえ、家庭内・保育所内等に感染徴候のある人がいたか、いなかったのかを確実に把握すること。
- ・ 環境消毒については、手指の高頻度接触面と言われるドアノブ・手すり・椅子・スイッチ・タッチパネル・マウス・キーボードなどは定期的に 70～95%アルコールか 0.05%次亜塩素酸ナトリウムを用いて清拭消毒し、特に小児が触れる可能性が高い場所は重点的に行うこと。

問2 1について、小児の外来診療において特に必要な感染予防策を講じて診療等を行う保険医療機関等において、6歳未満の乳幼児に対して、「新型コロナウイルスの感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡)及び「歯科診療における新型コロナウイルスの感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月24日厚生労働省医政局歯科保健課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡)に基づき、電話や情報通信機器を用いた診療又は服薬指導を実施した場合、どのような取扱いとなるか。

(答) 1については、小児の外来における診療等については、特に手厚い感染症対策を要することを勘案し、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で実施された診療等を評価するものであるため、電話や情報通信機器を用いた診療又は服薬指導を実施した場合は、算定できない。

問3 2について、「新型コロナウイルス感染症から回復した」とあるが、転院先医療機関においては、例えば、再発等がなく、傷病名として「新型コロナウイルス感染症」として記載されない場合であっても、二類感染症患者入院診療加算の100分の300に相当する点数(750点)は算定できるか。

(答) 算定できる。なお、その場合、新型コロナウイルス感染症から回復した患者である旨、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

問4 新型コロナウイルス感染症に伴う安静（治療の有無を問わない）による廃用症候群であって、一定以上の基本動作能力等の低下を来している患者について、廃用症候群リハビリテーション料を算定できるか。

（答）要件を満たせば算定できる。

以上